

(目的)

第1条 この条例は、熱海市における散骨場の経営の許可の手続、設置場所の基準等について必要な事項を定めることにより、散骨場の経営の適正を図り、もって公衆衛生の向上、生活環境の保全その他公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 散骨 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第2項に規定する火葬により生じた骨の粉末か(その形状が顆粒状のもの及び遺灰を含む。以下同じ。)を地表等へ散布する行為をいう。
- (2) 散骨場 散骨を行うための区域をいう。
- (3) 近隣住民 散骨場の境界線からの水平投影面における最短の距離が300メートルの範囲内に居住する者又は建物の所有者をいう。

(経営等の許可)

第3条 散骨場を経営しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。経営の許可を受けた者が、第5条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可について、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付すことができる。

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の許可を受けることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 法人でその役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの

(事前協議)

第5条 第3条第1項の許可(廃止の許可を除く。以下「経営等許可」という。)を受けようとする者は、当該散骨場の経営又は変更に係る計画(以下「散骨場経営等計画」という。)について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 前項の規定により協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した協議書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 散骨場の名称及び所在地
- (3) 散骨場の概要
- (4) 散骨の実施方法
- (5) 散骨場の維持管理方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項に規定する協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 散骨場の土地の登記事項証明書
- (2) 散骨場の設計図
- (3) 散骨場の境界線からの水平投影面における最短の距離が300メートルの範囲の見取図
- (4) 散骨場を経営しようとする理由を記載した書類
- (5) 散骨場の土地及び隣接地の公図の写し
- (6) 経営等許可を受けようとする者の住民票、身分証明書及び印鑑登録証明書(法人にあっては、経歴書、定款、登記事項証明書、営業報告書その他信頼度を証明できるもの及び印鑑登録証明書)
- (7) 規則で定める期間に係る散骨場経営等計画の収支見込書及び資金計画書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 市長は、第1項の規定による協議があった場合には、経営等許可を受けようとする者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置)

第6条 経営等許可を受けようとする者は、散骨場経営等計画の周知を図るため、規則で定める日から第12条第3項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日までの間、当該計画敷地(散骨場経営等計画に基づき、散骨場を経営しようとするために必要な土地の区域をいう。)の外部から見やすい場所に標識を設置しなければならない。

2 前項の規定により標識の設置を行う場合は、次に掲げる書類を添付して報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 標識を設置した場所を明示した図面

(2) 標識の設置の状況がわかる写真

3 経営等許可を受けようとする者は、第1項に規定する標識が風雨等により破損し、又は倒壊したときは、速やかに当該標識を修復しなければならない。

(説明会の開催)

第7条 経営等許可を受けようとする者は、規則で定める日までに、近隣住民に対し、散骨場経営等計画の概要について事前説明会を開催しなければならない。

2 経営等許可を受けようとする者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項について市長に報告しなければならない。

(近隣住民との協議)

第8条 経営等許可を受けようとする者は、近隣住民から散骨場経営等計画について規則で定める日までに次の各号のいずれかに該当する意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。

(1) 散骨場の構造設備及び散骨の実施方法と周辺環境との調和についての意見

(2) 散骨場の建設工事の方法等についての意見

(3) 公衆衛生の向上、生活環境の保全その他公共の福祉の見地からの意見

(隣接土地所有者の同意)

第9条 経営等許可を受けようとする者は、次条第1項の規定による申請書提出までに、あらかじめ、当該散骨場と境界を接する土地所有者の同意を得なければならない。

(許可の申請)

第10条 第3条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項(変更の許可を受けようとする場合にあっては当該変更に係る事項、廃止の許可を受けようとする場合にあっては第5条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に限る。)を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 第5条第2項第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 前号に掲げるものほか、規則で定める事項

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、廃止の許可を受けようとする場合は、この限りでない。

(1) 第5条第3項第1号から第7号までに掲げる書類(変更の許可を受けようとする場合にあっては、当該変更に係る書類に限る。)

(2) 第8条に規定する近隣住民との協議を行ったときの協議内容等を記載した報告書

(3) 散骨場と境界を接する土地所有者の同意書

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、経営等許可又は廃止の許可をしたときは、第3条第1項の許可を受けようとする者に対し許可書を交付するものとする。

(許可の基準)

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請(廃止の許可に係る申請を除く。)に係る散骨場経営等計画が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、経営等許可をすることができない。

(1) 散骨場は、散骨場を経営しようとする者が所有し、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものであること。

(2) 土砂の流失防止等の災害防止対策を講じること。

(3) 火葬により生じた骨の粉末の飛散防止及び流出防止等の対策を講じること。

(4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域以外の場所であること及びその境界線からの水平投影面における最短の距離が110メートル以上であること。

(5) 国道、県道その他交通の頻繁な道路、河川、公共施設、農地、店舗、事業所、人家等の境界線からの水平投影面における最短の距離が110メートル以上であること。

(6) 隣接する他の市町との区域の境界線からの水平投影面における最短の距離が110メートル以上であること。

(7) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

(8) 地すべり、出水その他災害のおそれの少ない場所であること。

(9) 散骨場の境界には、障壁又は密植した低木の垣根等を設けること。

(10) 散骨場の周囲には、かん水設備等を配置した適切な緑地帯を設けること。

(11) 駐車場を設けること。ただし、市長が適當と認めるときは、駐車場の一部を当該散骨場に近接した場所に設けることができる。

(工事完了の届出等)

第12条 経営等許可を受けた者(以下「事業者」という。)は、許可に係る工事が完了したときは、次に掲げる事項を記載した完了届を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 散骨場の名称及び所在地

- (3) 工事が完了した日
- (4) 許可条件の履行状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項に規定する完了届に添付すべき書類については、規則で定める。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、工事完了検査済証を事業者に交付するものとする。
- 4 事業者は、工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、許可に係る散骨場を使用してはならない。
- 5 市長は、必要に応じ、事業者に対し、許可に係る工事の進捗状況に関する報告を求めることができる。

(変更の届出)

第13条 事業者は、第5条第2項第1号又は第2号(散骨場の名称に限る。)に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、期限を定めて、当該散骨場の経営状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

- 2 事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、市長に報告しなければならない。

(立入検査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業者の事務所又は散骨場若しくはその附属施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させること(以下「立入検査」という。)ができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ、これを掲示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第16条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、当該条件、基準及び手続に適合するよう必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第3条第2項の許可の条件に違反しているとき。

(2) 第11条の許可の基準に違反しているとき。

(3) 第12条第1項の届出をせず、又は同条第3項の確認を受けずに散骨場を自ら使用し、又は事業者以外のものに利用させたとき。

(4) 第14条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 第15条第1項の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の答弁をしたとき。

(改善命令)

第17条 市長は、事業者が前条の規定による改善勧告に従わないときは、事業者に対し、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。

(許可の取消し)

第18条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による改善命令に従わないとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第3条第1項の許可を受けたとき。

(使用禁止命令)

第19条 市長は、第3条第1項の許可を受けずに散骨場の経営を行っている者に対し、当該散骨場の使用の禁止を命ずることができる。

(原状回復命令等)

第20条 市長は、第18条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定により使用の禁止を命じたときは、事業者に対し、期限を定めて、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(公表)

第21条 市長は、第17条、第19条又は第20条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。